

令和7年度 福祉バス利用のご案内

1. 使用許可対象

(1) 福祉バス（定員 26 人・運転手込み）

① 老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子福祉会、遺族会及び社会福祉協議会使用するとき。 ※これらの団体の事業を最優先する。

町が自ら主催、後援する行事又は事業で使用するとき。

② 町内を活動拠点とする各種団体やグループが事業や視察研修等、町や地域の活性化に繋がる活動を行う場合

(2) 福祉バス 2 号（定員 29 人・運転手込み）

福祉バスの使用に準ずる。



2. 予約方法

(1) 【利用日の 1 ヶ月前まで】

役場へ電話し、仮予約してください。（利用日時・行き先・内容等）

(2) 【利用日の 10 日前まで】

役場で「福祉バス使用許可申請書※」をご記入の上、提出してください。

※申請様式は町ホームページからダウンロード可

(3) 【利用日の 5 日前まで】

町が使用許可証を発行し、利用確定となります。

★申請書記入上の留意点

- ・「申請者名」・・・ 各団体の長を記入してください。
- ・「使用目的」・・・ 目的を明確に記入もしくは資料等を添付してください。
- ・「運行経路」・・・ 経路及び時刻を記入もしくは資料等を添付してください。
- ・「引率責任者氏名」及び「連絡先電話番号」
・・・ 引率責任者の連絡先は、万一の場合でも連絡可能な携帯番号等を記入してください。

3. 運行内容

(1) 使用時間及び運行距離

- ・運転手の拘束時間 8 時間 45 分以内（うち乗務前後の点検及び点呼、清掃、給油等の業務 1 時間 30 分、運転時間 6 時間以上の場合は休憩時間 1 時間を含む。）に全行程が終了できる距離とし、**おおむね往復 300 km 以内**とする。

- ・使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。

ただし、平日の福祉バス2号の使用時間は、原則として午前9時00分から午後4時00分までの7時間以内とする。

※上記以外の時間帯については要相談

(2) 運行期間

- ・**運行期間は日帰り又は1泊2日**とする。

(宿泊先への送迎のみの利用は不可。視察先等が行程に入っている場合に限り許可する。)

4. 経費負担

○運行委託料

・**1日(運行時間が5時間以上) 金 30,000円** (消費税及び地方消費税を含む)

・**半日(運行時間が5時間未満) 金 21,800円** (消費税及び地方消費税を含む)

※時間を超過した場合は、1時間@**4,840円** (消費税及び地方消費税を含む) 加算します。

○有料道路、駐車料金、燃料費、振込手数料等の経費

5. その他

- (1) 10名以上の利用から申込みできます。
- (2) 車内での飲酒はご遠慮ください。
- (3) 路線バスの代替として使用する必要が生じたとき、使用許可を取り消す場合があります。
- (4) 運転手の昼食等は、原則として運転手個人が負担します。昼食等に同席させる場合は、負担金を徴収してください。
- (5) 委託先(月山観光タクシー株)との事前打ち合わせをお願いします。

特に雨天時等に中止や変更の可能性がある場合は、判断時点や連絡方法等を確認してください。

=留意事項=

- ・自家用バスのため、福祉団体の事業、町が主催・後援する行事や事業での使用を優先します。
- ・住民のレジャーや観光旅行等には利用できません。
- ・自家用バスの運送に対し、参加者からの報酬・実費を徴収することは白ナンバーの営業行為に該当し、違法行為となります。くれぐれもご注意ください。

《ご予約・お問い合わせ》

西川町町民税務課 生活環境係 TEL 0237-74-4118 (直通)